

兵庫県電子申告システム利用規約

1. 目的

この規約は、地方税共同機構の地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）を活用した電子申告システムを利用して兵庫県（以下「県」という。）に申告・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。電子申告システムの利用にあたっては、この利用規約のほか、「地方税ポータルシステムの利用規約」に同意いただく必要があります。

2. データの保護

県は、電子申告システムにより利用者から受け付け、処理した利用届出・申告データ（以下「申告データ等」という。）については、他の業務の目的での利用や提供は行いません。また、県の個人情報保護条例や電子申告システム運用の規定に基づき、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施します。

3. 対象手続

電子申告システムを利用できる手続きは、下記の手続きです。

(1) 申告

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税

(2) 申請・届出等

法人関係：法人設立届、登記事項等異動届、法人税に係る確定申告書等の提出期限の延長の処分等の届出書など

税目共通：更正請求書、申告書の提出期限の延長の承認申請書、納税管理人申告（申請）書、課税対象とならない利用（課税免除）の届出書

4. 利用者 ID、暗証番号等の管理

電子申告システムの利用にあたって、県等があらかじめ発行する利用者 ID、暗証番号は、利用者のデータの保護に不可欠なものです。利用者は、次の事項を必ず守ってください。

- ・利用者 ID、暗証番号は、他人に知られないように管理してください。
- ・他人からの暗証番号などの照会には応じないでください。
- ・利用者 ID、暗証番号を紛失した場合は、速やかに eLTAX のヘルプデスクに連絡し、その指示に従ってください。

5. 利用時間

電子申告システムの利用時間は、eLTAX ホームページに掲載する時間とします。但し、上記の時間内においても緊急の保守・点検を行う場合、電子申告システ

ムを停止することがあります。運用停止を行う場合は、eLTAX のトップページでお知らせします。

6. 利用禁止事項

電子申告システムの利用に当たっては、次の行為を禁止します。

- ・電子申告システムを県への申告、届出等の手続以外の目的で利用すること
- ・電子申告システムに対して不正な手段でアクセスし、又は故意にウィルス感染ファイルを送信すること
- ・電子申告システムの管理、運営を故意に妨害すること
- ・他の利用者の ID、暗証番号を不正に入手し、使用すること
- ・その他法令等に反すると認められる行為をすること

7. 障害時の措置

電子申告システムに障害が生じ、利用できなくなった場合には、利用者は遅滞なく県税事務所に連絡し、従来の方法による手続を行うこととします。

8. 免責事項

県は、次の理由により利用者に発生した損害に対して一切の責任を負いません。

- ・利用者が ID、暗証番号を他人に故意又は過失により漏えいすること
- ・利用者が使用するパソコンの障害、不具合
- ・利用者が電子申告システムにアクセスする通信回線上の障害
- ・その他県の責めに帰さない理由による電子申告システムの障害

9. 利用規約の変更

県は必要に応じ、利用者に事前に通知することなく、この規約を変更することができます。規約変更後に電子申告システムを利用した場合は、変更後の利用規約に同意したものとみなします。

附則 この規約は、平成 17 年 1 月 21 日から施行します。

附則 この規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行します。

附則 この規約は、令和 5 年 10 月 16 日から施行します。